

改正案	現行
<p>（株式に準ずるもの）</p> <p>第五条 法第十九条第二項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資のうち、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（第二十条の二十一第一項第一号において単に「金融商品取引所」という。）に上場されているもの</p> <p>二 専ら法人の自己資本の充実を目的として設立された法人（外国の法令に準拠して設立された法人を含む。以下同じ。）の持分（株式会社が発行する株式及び投資口を除く。）</p> <p>（発行会社）</p> <p>第十五条 法第三十四条第一項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める関係にあるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式の買取りの申込みをした日において、六月間継続して、銀行等（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者を含む。イ及びロを除き、以下この項において同じ。）が発行する株式を保有している株式会社の発行する株式を当該銀行等（ロに定</p>	<p>（株式に準ずるもの）</p> <p>第五条 法第十九条第二項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資のうち、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているものとする。</p> <p>（発行会社）</p> <p>第十五条 法第三十四条第一項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める関係にあるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式の買取りの申込みをした日において、六月間継続して、銀行等が発行する株式を保有している会社の発行する株式を当該銀行等が保有している場合における当該会社</p> <p>二 株式の買取りの申込みをした日において、六月間継続して、銀</p>

める者を除く。)が保有している場合における当該株式会社

イ 当該銀行等の議決権の過半数を一の株式会社保有している
場合 当該一の株式会社

ロ 専ら当該銀行等の自己資本の充実を目的として設立された法人の議決権の過半数を当該銀行等(当該銀行等の議決権の過半数を一の株式会社保有している場合にあつては、当該一の株式会社を含む。)が保有している場合 当該法人

二 株式の買取りの申込みをした日において、六月間継続して、銀行等が発行する株式を保有している株式会社(総株主の議決権の過半数を保有する一の株式会社の発行する株式を当該銀行等(前号ロに定める者を除く。)が保有している場合における当該銀行等が発行する株式を保有している株式会社

三 株式の買取りの申込みをした日において、六月間継続して、銀行等が発行する株式を保有している株式会社(当該銀行等が発行する株式を保有している株式会社の総株主の議決権の過半数を一の株式会社が保有している場合にあつては、当該一の株式会社が含む。)が議決権の過半数を保有する法人(専ら当該銀行等が発行する株式を保有している株式会社の自己資本の充実を目的として設立された法人に限る。)の発行する株式を当該銀行等(第一号ロに定める者を除く。)が保有している場合における当該銀行等が発行する株式を保有している株式会社

2 前項各号に掲げる株式会社(該当するかどうかを判断するに当たっては、銀行等(当該銀行等の議決権の過半数を一の株式会社が保

行等が発行する株式を保有している会社の議決権の過半数を保有する会社の発行する株式を当該銀行が保有している場合における当該銀行等が発行する株式を保有している会社

2 前項各号に掲げる会社(該当するかどうかを判断するに当たっては、銀行等又は銀行等が発行する株式を保有する会社若しくは当該

有している場合にあつては、当該一の株式会社を含む。以下この項において同じ。）又は銀行等が発行する株式を保有する株式会社若しくは当該株式会社の総株主の議決権の過半数を保有する一の株式会社、株式の買取りの申込みをした日の六月前の日から当該株式の買取りの申込みをした日までの間に生じた合併、会社分割又は事業の譲渡の当事者の発行する株式を保有していた期間をも勘案して、合理的に判断するものとする。

（法第三十四条第三項に規定する子会社に類する者）

第十五条の二 法第三十四条第三項に規定する会員の子会社その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものは、当該会員が議決権の過半数を保有する法人とする。

2 法第三十四条第三項に規定する当該一の株式会社の子会社その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものは、当該一の株式会社が議決権の過半数を保有する法人とする。

（特別株式買取りの申込みに係る株式の要件）

第二十条 法第三十八条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特別株式買取りの申込みに係る株式を発行している者（当該株式を発行している者が、専ら当該株式を発行している者の議決権の過半数を保有する一の株式会社（当該一の株式会社が総株主の議決権の過半数を保有する株式会社を含む。）の自己資本の充実

会社の議決権の過半数を保有する会社が、株式の買取りの申込みをした日の六月前の日から当該株式の買取りの申込みをした日までの間に生じた合併、会社分割又は事業の譲渡の当事者の発行する株式を保有していた期間をも勘案して、合理的に判断するものとする。

（新設）

（特別株式買取りの申込みに係る株式の要件）

第二十条 法第三十八条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特別株式買取りの申込みに係る株式を発行している者が次のいずれかに該当すること。

を目的として設立された法人である場合には、当該自己資本の充
実の目的とされた株式会社）が次のいずれかに該当すること。

イ〜ハ（略）

二（略）

2 前項第二号の特別株式買取りの申込みがあった株式に関して、当
該申込みがあった日の六月前の日から当該申込みがあった日までの
間に株式の併合又は分割、株式交換、株式移転、合併、会社分割そ
の他の事由（以下この項、第二十条の五第二項、第二十条の十第二
項及び第二十条の十六第二項において「株式の併合等」という。）
が生じた場合には、当該特別株式買取りの申込みがあった株式に係
る保有株式数は、当該株式の併合等を考慮して合理的な方法により
計算したものとす。

3 特別株式買取りの申込みを行った一の会員に関して、当該申込み
があった日の六月前の日から当該申込みがあった日までの間に合併
、会社分割又は事業の譲受け若しくは譲渡（以下「合併等」という
。）が生じた場合には、当該特別株式買取りの申込みがあった株式
に係る保有株式数は、当該合併等を考慮して合理的な方法により計
算したものとす。

第二十条の二 法第三十八条第三項第二号に規定する内閣府令・財務
省令で定める日は、平成二十九年三月三十一日とする。

2 法第三十八条第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定め

イ〜ハ（略）

二（略）

2 前項第二号の特別株式買取りの申込みがあった株式に関して、当
該申込みがあった日の六月前の日から当該申込みがあった日までの
間に株式の併合又は分割、株式交換、株式移転、合併、会社分割そ
の他の事由（以下この項、第二十条の三第二項、第二十条の六第二
項及び第二十条の九第二項において「株式の併合等」という。）が
生じた場合には、当該特別株式買取りの申込みがあった株式に係る
保有株式数は、当該株式の併合等を考慮して合理的な方法により計
算したものとす。

3 特別株式買取りの申込みを行った一の会員に関して、当該申込み
があった日の六月前の日から当該申込みがあった日までの間に合併
、会社分割又は事業の譲受け若しくは譲渡（以下この項、第二十
条の三第三項、第二十条の六第三項及び第二十条の九第三項において
「合併等」という。）が生じた場合には、当該特別株式買取りの申
込みがあった株式に係る保有株式数は、当該合併等を考慮して合理
的な方法により計算したものとす。

（新設）

る日は、平成三十二年三月三十一日とする。

第二十條の三 法第三十八條第三項第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める株式は、次に掲げるものとする。

(新設)

一 専ら法第三十八條第三項第一号に掲げる株式を発行している株式会社(法第二條第三号及び第四号に掲げる者を含む。)の自己資本の充實を目的として設立された法人(以下「特別目的法人」という。)が発行する優先株式(以下「優先持分」という。)であつて、当該優先持分を発行した特別目的法人に対し、前條第一項に規定する日までに当該優先持分と引換えに当該特別目的法人の議決権の過半数を保有する者が発行する法第三十八條第三項第一号に掲げる株式の交付を請求することができるもの(法第三十八條第三項第一号に掲げる株式を除く。)

二 優先持分であつて、当該優先持分を発行した特別目的法人が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先持分を前條第二項に規定する日までに取得することができるもの(当該優先持分と引換えに当該優先持分の発行価格以上の金銭が交付されるものに限る、法第三十八條第三項第一号及び第三号に掲げる株式を除く。)

(会員からの株式の買取り等の報告)

第二十條の四 (略)

(会員からの株式の買取り等の報告)

第二十條の二 (略)

(発行会社株式買取りの申込みに係る株式の要件)

第二十條の五 法第三十八條の二第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 発行会社株式買取りの申込みに係る株式を発行している者(当該株式を発行している者が、専ら当該株式を発行している者の議決権の過半数を保有する銀行等(当該議決権の過半数を一の株式会社が保有する場合にあつては、当該一の株式会社が議決権の過半数を保有する銀行等を含む。)の自己資本の充実を目的として設立された法人である場合には、当該自己資本の充実の目的とされた銀行等)が次のいずれかに該当すること。

イ〜ハ (略)

二 (略)

2・3 (略)

第二十條の六 法第三十八條の二第三項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成二十九年三月三十一日とする。

2 法第三十八條の二第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十二年三月三十一日とする。

第二十條の七 法第三十八條の二第三項第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める株式は、次に掲げるものとする。

一 優先持分であつて、当該優先持分を発行した特別目的法人に対し、前条第一項に規定する日までに当該優先持分と引換えに当該

(発行会社株式買取りの申込みに係る株式の要件)

第二十條の三 法第三十八條の二第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 発行会社株式買取りの申込みに係る株式を発行している者が次のいずれかに該当すること。

イ〜ハ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

特別目的法人の議決権の過半数を保有する者が発行する法第三十八條の二第三項第一号に掲げる株式の交付を請求することができるもの（法第三十八條の二第三項第一号に掲げる株式を除く。）

二 優先持分であつて、当該優先持分を発行した特別目的法人が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先持分を前条第二項に規定する日までに取得することができるもの（当該優先持分と引換えに当該優先持分の発行価格以上の金銭が交付されるものに限る、法第三十八條の二第三項第一号及び第三号に掲げる株式を除く。）

（発行会社からの株式の買取りの報告）

第二十條の八 （略）

（特別株式買取りを行つた場合における会員が発行する株式の購入の請求）

第二十條の九 （略）

（特別株式買取りを行つた場合における特定発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式の要件）

第二十條の十 法第三十八條の三第四項において準用する法第三十八條の二第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特定発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式を発行し

（発行会社からの株式の買取りの報告）

第二十條の四 （略）

（特別株式買取りを行つた場合における会員が発行する株式の購入の請求）

第二十條の五 （略）

（特別株式買取りを行つた場合における特定発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式の要件）

第二十條の六 法第三十八條の三第四項において準用する法第三十八條の二第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特定発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式を発行し

ている者（当該株式を発行している者が、専ら当該株式を発行している者の議決権の過半数を保有する銀行等（当該議決権の過半数を一の株式会社が保有する場合にあっては、当該一の株式会社が議決権の過半数を保有する銀行等を含む。）の自己資本の充実に目的として設立された法人である場合には、当該自己資本の充実に目的とされた銀行等）が次のいずれかに該当すること。

イ〜ハ（略）

二（略）

2・3（略）

第二十条の十一 法第三十八条の三第四項において準用する法第三十八条の二第三項第二号及び第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、第二十条の六に規定する日とする。

第二十条の十二 法第三十八条の三第四項において準用する法第三十八条の二第三項第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める株式は、第二十条の七各号に掲げるものとする。

（特別株式買取りを行った場合における特定発行会社からの株式の買取りの報告）

第二十条の十三（略）

（発行会社株式買取りを行った場合における発行会社が発行する株

ている者が次のいずれかに該当すること。

イ〜ハ（略）

二（略）

2・3（略）

（新設）

（新設）

（特別株式買取りを行った場合における特定発行会社からの株式の買取りの報告）

第二十条の七（略）

（発行会社株式買取りを行った場合における発行会社が発行する株

式の購入の請求)

第二十條の十四 (略)

(法第三十八條の三五項に規定する子会社に類する者)

第二十條の十五 法第三十八條の三五項に規定する会員の子会社その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものは、当該会員が議決権の過半数を保有する法人とする。

2 法第三十八條の三五項に規定する当該一の株式会社の子会社その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものは、当該一の株式会社が議決権の過半数を保有する法人とする。

(発行会社株式買取りを行った場合における特定会員からの株式の買取りの申込みに係る株式の要件)

第二十條の十六 法第三十八條の四第四項において準用する法第三十八條第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特定会員からの株式の買取りの申込みに係る株式を發行している者(当該株式を發行している者が、専ら当該株式を發行している者の議決権の過半数を保有する一の株式会社(当該一の株式会社が総株主の議決権の過半数を保有する株式会社を含む。)の自己資本の充實を目的として設立された法人である場合には、当該自己資本の充實の目的とされた株式会社)が次のいずれかに該当すること。

式の購入の請求)

第二十條の八 (略)

(新設)

(発行会社株式買取りを行った場合における特定会員からの株式の買取りの申込みに係る株式の要件)

第二十條の九 法第三十八條の四第四項において準用する法第三十八條第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特定会員からの株式の買取りの申込みに係る株式を發行している者が次のいずれかに該当すること。

イ〜ハ (略)

二 (略)

2・3 (略)

第二十条の十七 法第三十八条の四第四項において準用する法第三十八条第三項第二号及び第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、第二十条の二に規定する日とする。

第二十条の十八 法第三十八条の四第四項において準用する法第三十八条第三項第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める株式は、第二十条の三各号に掲げるものとする。

(発行会社株式買取りを行った場合における特定会員からの株式の買取りの報告)

第二十条の十九 (略)

(法第三十八条の四第五項に規定する子会社に類する者)

第二十条の二十 法第三十八条の四第五項に規定する発行会社の子会社その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものは、当該発行会社が議決権の過半数を保有する法人とする。

2 法第三十八条の四第五項に規定する当該一の株式会社の子会社その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものは、当該一の株式会社が議決権の過半数を保有する法人とする。

イ〜ハ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(発行会社株式買取りを行った場合における特定会員からの株式の買取りの報告)

第二十条の十 (略)

(新設)

(会員からの受益権の買取りの申込みに係る受益権の要件)

第二十条の二十一 法第三十八条の五第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

(新設)

- 一 会員からの受益権の買取りの申込みに係る受益権が、その投資信託財産(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三条第二号に規定する投資信託財産をいう。)
- 二 (一)の一口当たりの純資産額の変動率を株価指数等(金融商品取引所に上場されている株式について多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した指数又は金融商品取引所に上場されている投資口(主として国内にある不動産を運用の対象とする者が発行している投資口に限る。))について多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した指数をいう。)の変動率に一致させることを目的として運用されているものであること。

- 二 一の会員から受益権の買取りの申込みがあった受益権の数(当該申込みに係る受益権の銘柄ごとの受益権の数とする。以下この条において同じ。)が、当該受益権の買取りの申込みがあった日の六月前の日から当該受益権の買取りの申込みがあった日までの間に当該一の会員が保有していた当該受益権の数(以下この条において「保有受益権数」という。)のうち、最も少ない数を超えないこと。

2 | 前項第二号の受益権の買取りの申込みがあった受益権に関して、当該申込みがあった日の六月前の日から当該申込みがあった日まで

の間に信託の変更による受益権の併合若しくは分割又は委託者指図型投資信託の併合（投資信託及び投資法人に関する法律第十六条第二号に規定する委託者指図型投資信託の併合をいう。）その他の事由（以下この項において「受益権の併合等」と総称する。）が生じた場合には、当該受益権の買取りの申込みがあった受益権に係る保有受益権数は、当該受益権の併合等を考慮して合理的な方法により計算したものとす。

3 受益権の買取りの申込みを行った一の会員に関して、当該申込みがあった日の六月前の日から当該申込みがあった日までの間に合併等が生じた場合には、当該受益権の買取りの申込みがあった受益権に係る保有受益権数は、当該合併等を考慮して合理的な方法により計算したものとす。

（会員からの受益権の買取りの報告）

第二十条の二十二 機構は、法第三十八条の五第四項の規定による会員からの受益権の買取りの報告をするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 買取りの日
- 二 受益権を売却した会員名
- 三 受益権の銘柄及び受益権の数
- 四 買取りの価額及びその算定方法
- 五 受取手数料の金額

（新設）

六 法第三十八条の五第三項に規定する要件に関する事項

(会員からの投資口の買取りの申込みに係る投資口の要件)

第二十条の二十三 法第三十八条の六第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 会員からの投資口の買取りの申込みに係る投資口を発行している者が次のいずれかに該当すること。

イ 一以上の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されている者(当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている者に限る。)であること。
ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

ロ 準指定格付機関によりイに規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されている者

二 会員からの投資口の買取りの申込みに係る投資口を発行している者が、その規約において、主として国内にある不動産を資産運用の対象とすることを定めていること。

三 一の会員から投資口の買取りの申込みがあった投資口の数(当該申込みに係る投資口の銘柄ごとの投資口の数とする。以下この条において同じ。)が、当該投資口の買取りの申込みがあった日

(新設)

の六月前の日から当該投資口の買取りの申込みがあった日までの間に当該一の会員が保有していた当該投資口の数（以下この条において「保有投資口数」という。）のうち、最も少ない数を超えないこと。

2 前項第三号の投資口の買取りの申込みがあった投資口に関して、当該申込みがあった日の六月前の日から当該申込みがあった日までの間に投資口の併合又は分割、合併その他の事由（以下この項において「投資口の併合等」という。）が生じた場合には、当該投資口の買取りの申込みがあった投資口に係る保有投資口数は、当該投資口の併合等を考慮して合理的な方法により計算したものとす。

3 投資口の買取りの申込みを行った一の会員に関して、当該申込みがあった日の六月前の日から当該申込みがあった日までの間に合併等が生じた場合には、当該投資口の買取りの申込みがあった投資口に係る保有投資口数は、当該合併等を考慮して合理的な方法により計算したものとす。

（会員からの投資口の買取りの報告）

第二十條の二十四 機構は、法第三十八條の六第四項の規定による会員からの投資口の買取りの報告をするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 買取りの日
- 二 投資口を売却した会員名

（新設）

<p>三 投資口の銘柄及び投資口の数</p> <p>四 買取りの価額及びその算定方法</p> <p>五 受取手数料の金額</p> <p>六 法第三十八条の六第三項に規定する要件に関する事項</p>	<p>(対象株式等の処分の報告)</p> <p>第二十一条 機構は、法第三十九条の規定による報告をするときは、一般勘定及び特別勘定の別に、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。法第三十五条の規定により委託を受けた信託会社による当該委託に係る対象株式等の処分の報告をするときも、同様とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 処分に係る対象株式等を機構から買い取った者が明らかの場合においては、当該者の商号、名称又は氏名</p> <p>四 対象株式等の銘柄及び対象株式等の数</p> <p>五〽七 (略)</p>
	<p>(株式の処分の報告)</p> <p>第二十一条 機構は、法第三十九条の規定による報告をするときは、一般勘定及び特別勘定の別に、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。法第三十五条の規定により委託を受けた信託会社による当該委託に係る株式の処分の報告をするときも、同様とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 処分に係る株式を機構から買い取った者が明らかの場合においては、当該者の商号、名称又は氏名</p> <p>四 株式の銘柄及び株式数</p> <p>五〽七 (略)</p>